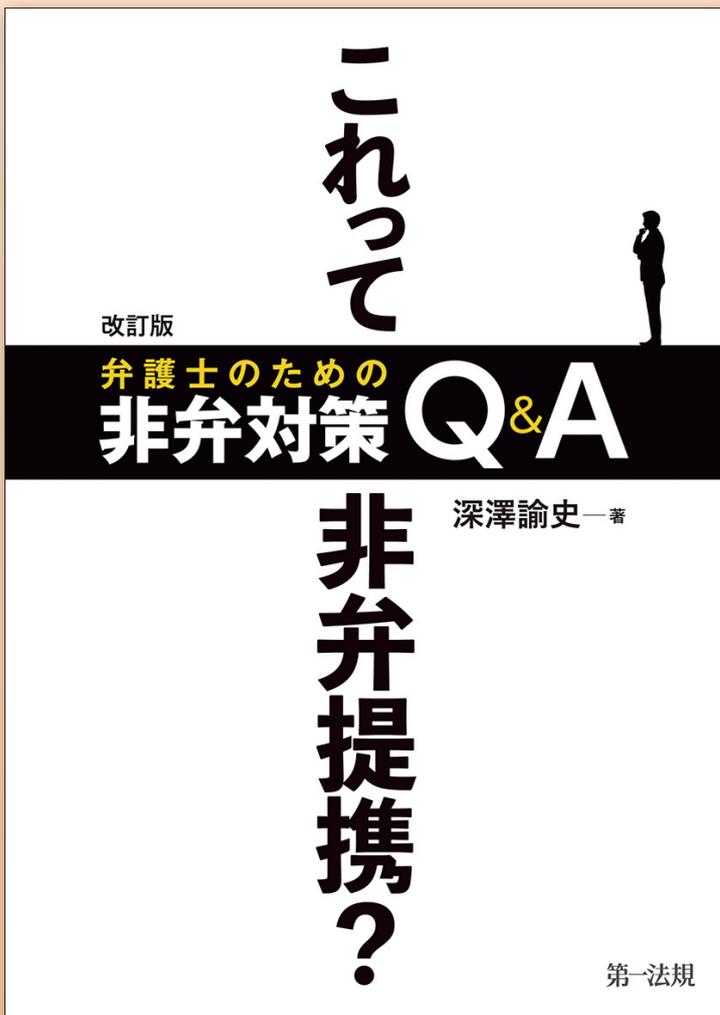


待望の改訂版！

「非弁行為」、「非弁提携」への対策が立てられる！

**改訂版** これって非弁提携？  
弁護士のための  
非弁対策 Q&A

[著] 深澤諭史



本書の特長

- 弁護士が「非弁提携業務」を行わないための留意点がわかる！
- リーガルテックやAIをめぐる近年の動向や「非弁行為」の新たな類型もフォロー！
- 具体的な事例に対する解説を読むことで、「非弁提携業務」を行わないための知識やノウハウを身につけることができる！

A5判・276頁 定価：本体 3,000円 + 税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 4 他士業からの相談

## (1) 司法書士・行政書士の書類作成の意義

**Q96** 司法書士・行政書士から、書類作成業務について、どのような範囲で行えば非弁にならないか相談を受けました。どのように回答すべきでしょうか。

**A96** 「書類の種類」と「作成の範囲」の2つから回答しましょう。前者については、各業法で定められている類型になります。後者については、第2-1(5)IVが参考になりますが、要約すると、訴訟運営や意思疎通に支障を来さない程度に整序する範囲であれば問題ありません。

## 解説

I 司法書士・行政書士の書類作成の範囲は、種類と関与の程度で判断するこの問題については、第2-1(5)Q22で詳細に論じましたので、ここでは、相談の回答としてわかりやすい答え方を解説します。

両資格とも、業務範囲についてはそれぞれ司法書士法、行政書士法に定めがあり、法律上は基本的には書類の作成が中心です（ただし、認定司法書士や特定行政書士の業務など、書面作成に限定されているわけではありません）。

書面作成の業務範囲の判断については、基本的に、①書類の種類と、②作成への関与の程度で判断によります。

①については、司法書士であれば司法書士法3条1項、行政書士であれば

229

行政書士法1条の2第1項、1条の3第1項に列挙されています。

そして、既に第2-1(5)Q22で説明したように、これらに列挙されている書類について、書類作成名目であれば、無制限に事件に介入できるということはありません。その程度は、②の問題になりますが、要約すると訴訟運営や意思疎通に支障を来さない程度に整序する範囲ということになります。

II 業法の範囲内なら事件性があるうがなからうが上告事件でも取り扱えるこれは誤解されている方も多いのですが、Iで述べるような範囲であれば、弁護士法72条ただし書の「別段の定め」に当たらず、本文の定めにかかわらず取り扱うことができます。事件性の有無等も問われません。

さらに、特に誤解が多いのは、司法書士の裁判所提出の書類作成業務が簡易裁判所に限られないという点です。おそらくは、認定司法書士が簡易代理を行えるようになったことで生じた誤解だと思われます。

司法書士であれば、事件性の有無や審級を問わず、裁判所提出書類の作成が行えます。さらに民事刑事は問いません。これは、司法書士法3条1項4号は、民事手続に限定していないためです（さらに検察庁に提出する書類も含まれます）。これらは、単にI②の制限があるにすぎず、認定司法書士であるかどうかも問いません。

	司法書士	認定司法書士
民事事件 簡易裁判所	整序する範囲で書類作成は可	代理を含め制限なし
民事事件 簡易裁判所以外	整序する範囲で書類作成は可	整序する範囲で書類作成は可
刑事事件 すべての裁判所	整序する範囲で書類作成は可	整序する範囲で書類作成は可

230

## 目次

## 第1 非弁行為・非弁提携の一般論

- 1 はじめに一弁護士法と非弁の基本
- 2 近年増加しているケース「新型非弁」に注意

## 第2 他士業との境界線と非弁行為に対する対処方法

- 1 弁護士による業務独占と他士業との関係—それぞれ法は何を定めているか
- 2 他士業と一緒に仕事をするときの注意点
- 3 非弁業者／他士業との業際問題への正しい対処方法
- 4 非弁リスクのある企業との付き合い方の注意点

## 第3 事務職員との境界線

- 1 事務職員へ依頼してよいこと、だめなこと
- 2 事務職員が勝手に非弁行為をしてしまった場合の対応

## 第4 具体的問題例

- 1 個人からの相談
- 2 企業からの相談
- 3 自治体からの相談
- 4 他士業からの相談
- 5 違反を見つけた場合の対応例
- 6 弁護士会の「負担金」と弁護士法72条の問題

## 第5 おわりに

- 1 いまだに非弁行為・非弁提携が横行する理由
- 2 非弁行為・非弁提携と弁護士

詳細・お申し込みはコチラ

&lt;クレジットカードでもお支払いいただけます&gt;

第一法規 ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

## 申込書〈第一法規刊〉

書名	価格	部数
改訂版 これって非弁提携？ 弁護士のための非弁対策 Q&A [072397]	定価3,300円(本体3,000円)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

事務所名  公用  私用フリガナ TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇  
ご氏名 様 E-mail @

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（<https://www.daiichihokico.jp/support/contact/contact.php>）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL 0120-203-696 ☎FAX 0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
☎FAX.0120-302-640

書店印